

**西蒲区役所新庁舎基本構想策定
に関する意見書
(案)**

(市長宛に提出する日付となります)

令和 5 年 ● 月 ● 日

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議

はじめに

西蒲区役所は築後 60 年以上経過しており、老朽化とともにエレベーターがないなど、高齢者や障がいのある人にとっての障壁を取り除く取り組み（バリアフリーへの対応）が喫緊の課題となっています。

少子化、超高齢社会、人口減少そして厳しい財政状況下で、区民の多様な要望（ニーズ）に対応した区役所が求められており、私たち区民の創意と工夫により未来につながる新庁舎整備を進めていく必要があります。

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議では、「人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在にふさわしい庁舎」、「区民の皆さまから親しまれ、気軽に訪れていただける庁舎」、「安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎」、「次世代につながる庁舎」という 4 つの基本方針を柱に、より区民サービスの向上に資する新庁舎整備を目指し、総合的に検討して以下のとおり意見書をまとめました。

1 検討経過

区分	日程	主な検討項目
第 1 回	令和 5 年 6 月 29 日	座長選出、基本構想策定の進め方 これまでの経緯と基本方針の確認
第 2 回	令和 5 年 7 月 13 日	庁舎機能、既存施設の有効活用 庁内配置計画、アンケートの質問項目について
第 3 回	令和 5 年 9 月 14 日	アンケートの集計結果について 新庁舎の複合化及び整備手法
第 4 回	令和 5 年 10 月 26 日	意見書（案）の確認

2 基本方針

「西蒲区役所庁舎整備勉強会」の意見集約や説明会及びアンケートでの区民意見を踏まえ、新庁舎における基本方針は次のとおりとします。

- 1 人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在となる庁舎**
- 2 区民の皆さまから親しまれ、気軽に訪れていただける庁舎**
- 3 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎**
- 4 次世代につながる庁舎**

3 庁舎機能

基本方針を踏まえ、区民が求める庁舎機能について、次のとおり整理しました。
また、意見として出された具体的に整備する施設や設備の事例も記載します。

【基本方針1】		
人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在となる庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《相談機能》 個人情報（プライバシー）に配慮し、個人情報の保護や情報の管理体制（セキュリティ）を確保した相談機能が必要。	・受付（カウンター）に「ついたて」を設置・相談室の適正配置
②	《交流機能》 地域間交流や世代間交流を図り、区の一体感の醸成につなげるため、大人から子供まで集える空間（スペース）の整備が必要。 また、児童生徒が新庁舎を自習などで利用できる仕組みづくりも効果的。	・多目的スペース ・交流スペース （子どもふれあい広場など親同士の交流の場を含む）
③	《利便機能》 待ち時間を庁内や屋外で過ごせる憩えるスペースやインターネット環境の整備も必要。	・憩いのスペース（カフェテリア、屋外のくつろぎスペース等） ・Wi-Fi 環境の整備

【基本方針2】 区民の皆さまから親しまれ、気軽に訪れていただける庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《総合窓口機能》 総合案内（コンシェルジュ）を配置した総合窓口化を進め、一か所ですべての用事を足すことができる窓口を設ける（ワンストップサービス）など区民の利便性を図る。	・総合窓口化に対応した待合スペースとコンシェルジュの配置
②	《すべての人のためのデザイン（ユニバーサルデザイン）》 高齢者や障がい者などすべての人に配慮したユニバーサルデザインの徹底が必要。	・分かりやすい案内表示・多目的トイレ、授乳室
③	《情報発信・情報共有機能》 地域間の相互理解を深めるため、西蒲区の歴史や観光・自然の魅力などの情報発信と情報共有が必要。	・情報の発信と共有コーナー

【基本方針3】 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《災害対応機能》 災害時の対応が重要であり、情報を集約できる庁舎機能と拠点備蓄に対応した機能が必要。	・災害対策室 ・拠点備蓄倉庫
②	《水害対応機能》 西蒲区は甚大な水害を経験しているため、水害時の対応が特に必要。	・非常用発電設備や電気室を2階以上に設置
③	《耐震機能》 区役所の防災拠点としての役割は重要であるので、建物の構造は十分な耐震性が必要。	・構造的に十分な耐震性を確保

【基本方針4】 次世代につながる庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《融通がきく（フレキシブルな）庁舎機能》 将来を見据え、社会変化に対応したフレキシブルな機能を持つ庁舎整備が必要。特に待合スペースはゆとりと落ち着きが必要。	・「空間のゆとり」がある庁舎 ・更新性のある設備
②	《環境負荷低減機能》 次世代に健全な地球環境を引き継ぐため、効率的なエネルギー利用や環境負荷の低減を図るなど、環境にやさしい庁舎整備が必要。	・自然採光・通風設備 ・再生エネルギー設備（太陽光発電等）

4 施設計画

(1) 施設規模

区分	内容
① 庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎面積は、将来的な社会変化に柔軟に対応するとともに、新潟市財産経営推進計画を踏まえること。 ・多機能化・複合化の方針が決定された場合は、適正な面積を算定すること。 ・なお、全体の施設規模の算定にあたっては、行政事務スペースを優先的に考えること。
② 講堂兼大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の役割である「まちづくりの拠点」、「協働の拠点」、「防災の拠点」などを実現するため、自治協議会の開催、災害時の関係機関対策会議の開催やボランティア活動が可能な規模で、西区役所本館1階会議室相当の面積（800 m²）を確保すること。
③ 交流スペース等	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、多機能化・複合化する施設と調整を図り、必要な面積を確保すること。
④ 来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎利用者の安全かつ効率的な動線を確保し、利便性の高い駐車場となるように検討すること。 ・車いす利用者、障がい者、妊娠中の方々が利用する専用駐車場は、屋根付きで庁舎に隣接させるなど、可能な限り動線が短くなるよう配慮すること。

(2) 融通がきく（フレキシブルな）庁舎

将来、行政組織の見直しなどで空きスペースが出た場合や、逆に様々な施策により臨時の窓口スペースが必要となる場合があります。

これらの変化に柔軟に対応した空間デザインの検討が必要です。また、用途変更などの対応が可能であれば、建物の長寿命化につながることから、「空間のゆとり」と「設備の更新性」に配慮すること。

5 出張所等含めた既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散の可否

新潟市財産経営推進計画を踏まえ、新庁舎整備と同時に各出張所や近隣の既存施設の活用の可否や、区役所機能の一部を既存施設へ機能分散することの可否について、下記のとおり意見集約をしました。

区 分	長所（メリット）	短所（デメリット）
既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none">・民間の建物を活用すれば、庁舎整備経費が安く抑えられることも期待される。・新築・建替えに比べ早く開庁できることが見込まれる。・空店舗や空き地となっているスペースの有効活用により、その地域の活性化につながる。・市所有の駐車場などに建設すれば、土地の有効活用ができる。	<ul style="list-style-type: none">・既存施設もすでに老朽化しているため、例えば出張所を改築すると、移転所属分のスペースを含めた規模の改築が必要となり、区全体での改修費用は増える。・市有の既存の駐車場に建設すれば一見効率的だと思われるが、現在の敷地よりも広い駐車場がないため狭小な区役所とならざるを得ず、市民サービスが低下する。
一部機能の分散	<ul style="list-style-type: none">・区役所の建物がまとまりが良く（コンパクトに）なり、新庁舎建設経費は安くなる。・一部機能が移った先の地域の活性化が見込まれる。・一部機能を分散することで駐車場や会議室なども分散利用され、ゆとりある利用が期待される。	<ul style="list-style-type: none">・来庁者の中には、複数所属への用事がある方も少なくない。機能が分散すると市民サービスが大きく低下する。・移転の際の改修費用を投じて、移転先の建物も改修時期が来ればその改修費用も無駄になってしまう。・機能分散している分、有事の際に情報収集に時間を要する。
総 評	可 もしくは 否 【理由】	

6 庁内配置計画

区 分	内 容
①窓口サービス提供部署	<ul style="list-style-type: none"> 区民の利用が多い窓口サービスを提供する区民生活課、健康福祉課は、1階に配置すること。
②総合窓口の待合スペース	<ul style="list-style-type: none"> 総合窓口化に対応した十分な広さの待合スペースを1階に配置するとともに、来庁者が効率的かつ安全に移動できる動線の確保と配置（レイアウト）を行うこと。 待合スペースは、区民にやさしい庁舎とするため「落ち着きのある空間づくり」に配慮すること。
① 相談室等	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の個人情報（プライバシー）に配慮するため、相談室を適正に配置するとともに、ついたて等のあるカウンターを必要により設置すること。
② 執務室等	<ul style="list-style-type: none"> 職員の事務作業の効率化のため、用具置き場（バックヤード）や書庫そして打ち合わせ室（ミーティングルーム）を執務室に合わせて配置すること。 執務室は融通がきく（フレキシブルな）庁舎機能に対応するため、基本的に全階層壁で仕切らない（オープンフロアとする）ことが望ましい。ただし、情報管理体制（セキュリティ）に配慮すること。
⑤災害対応関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 西蒲区でも水害時の対応が必要であることから、災害対策室、非常用発電設備、電気室、拠点備蓄倉庫は上層階に設置すること。 災害対策室は、業務の効率性を期すため、担当の総務課に隣接した位置に整備すること。
⑥会議室等（講堂兼大会議室を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 融通がきく（フレキシブルな）庁舎機能に対応するため、可動式の間仕切りを設置し多様な利用に柔軟対応できる工夫が必要である。 新庁舎が他の公共施設と複合化した場合などは、施設の効率的な運用を期するため、休日や夜間など業務に支障がない範囲での貸し出しも検討すること。ただし、適正な区管理を行うこと。
⑦交流スペース等	<ul style="list-style-type: none"> 交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、複合化する施設機能を含めて、交流機能が効果的に発揮される位置及び内容について検討すること。
⑧情報発信共有コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 地域間の相互理解、そして西蒲区の魅力を発信することで、区の一体感の醸成つながる施設であるため、多くの人が利用する効果的な位置に設置すること。

7 多機能化・複合化等

新潟市財産経営推進計画を踏まえ、新庁舎の多機能化・複合化等について、次のとおり整理しました。

区 分	内 容
	(アンケート結果を踏まえ記載します)

8 整備手法・運営手法

整備手法及び運営手法については、PFI[※] など様々な手法があり高い専門性が必要であるため、当検討会議で優先度や方向性を議論することは困難です。

設計、工事、維持管理、運営を民間にゆだねてしまう手法を導入した場合、今まで区民と共に築き上げてきた「協働によるまちづくり」が、崩れてしまう不安感が生じます。これは当検討会議としては受け入れ難いものです。

今後の整備手法、運営手法の決定の際は、区民サービスの向上に資するよう、将来を見据え、地域に与える影響などを考慮し、総合的に検討すること。なお、委員からの主な意見は次のとおりです。

PFI[※] — プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金と知見を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

- PFIのような民間主導の場合、区民意見がどこまで反映されるのか、柔軟な対応が可能なのかが疑問です。
- 全国的なPFIの実績をもった業者が受注することになると、区役所と地元の建設業者、ビル管理会社、商店街などとの関わりが薄くなるのではないかと懸念があります。
- 民間活力の活用で、新庁舎とスーパーなどを合築する場合、大都市ならともかく、周辺の経済に与える影響も大きい。
- 建設では分離分割発注するなど、地元企業の育成の観点で考えていくべき。

おわりに

当検討会議では、区役所が「区民全体のシンボル・区の一体感の醸成に寄与する庁舎」となるためには、何が必要なのかについて検討を行いました。委員からは、「地域の歴史や特産品そして自然の魅力などを知っていただき相互理解を深めること」「区役所に区民が集まる機会を増やし、区民の交流を促進すること」そして「西蒲区に誇りを持ってもらうこと」などの意見がありました。

必要な機能と整備すべき施設・設備の例については、前記「3庁舎機能」に記載しましたが、建物（ハード面）を整備しただけでは区の一体感は実現されません。それを活用する「システムづくり」など下記のような運用（ソフト）面の取り組みが不可欠です。

① 交流を促進する事業展開

区民が区役所に行く機会を増やし、地域間交流や世代間交流を行うため、多目的スペースなどの交流機能を活用したイベント開催など、区民と協働した事業展開を図る。

② 多機能化・複合化の効果

さまざまな機能を新庁舎に複合化することで、各種活動団体が区役所に集い、区役所の役割である「協働の拠点」が進むなど、区役所が区民のよりどころとなり、シンボルとなり得る。

新庁舎は、区民が将来にわたって利用する大切な公共施設です。新たな西蒲区の「まちづくりの拠点」「協働の拠点」「公共サービス提供の拠点」「防災の拠点」としての役割を果たすため、当検討会議の意見が十分反映されることを希望します。

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議・委員名簿

番号	区分	所属（役職等）	氏名
1	学識経験者	新潟国際情報大学 (経営情報学部准教授)	藤田 美幸
2	市附属機関	西蒲区自治協議会 (会長)	吉田 金豊
3	地域活動団体 (地域代表)	松野尾地域コミュニティ協議会 (推薦者)	渡辺 佳子
4	地域活動団体 (地域代表)	峰岡地区コミュニティ協議会 (推薦者)	長井 正雄
5	地域活動団体 (地域代表)	漆山地域コミュニティ協議会 (推薦者)	田辺 秀男
6	地域活動団体 (地域代表)	巻地区コミュニティ協議会 (推薦者)	五十嵐 光一
7	地域活動団体 (地域代表)	角田地区コミュニティ協議会 (推薦者)	山下 利諭己
8	地域活動団体 (地域代表)	岩室地域コミュニティ協議会 (推薦者)	本間 貢
9	地域活動団体 (地域代表)	西川地域コミュニティ協議会 (推薦者)	高橋 良明
10	地域活動団体 (地域代表)	潟東地域コミュニティ協議会 (推薦者)	坂井 克彦
11	地域活動団体 (地域代表)	中之口地区コミュニティ協議会 (推薦者)	田中 正夫
12	地域活動団体 (商工)	巻商工会 (推薦者)	本間 芳之
13	地域活動団体 (観光)	巻観光協会 (推薦者)	齋藤 一夫
14	地域活動団体 (子育て・教育)	潟東保育事業福祉会 (推薦者)	笠巻 明美
15	地域活動団体 (福祉・ユニバーサルデザイン)	社会福祉法人新潟南福祉会 (推薦者)	川村 美奈子
16	地域活動団体 (文化・スポーツ)	新潟市西蒲区スポーツ協会 (推薦者)	若杉 松男
17	一般公募	18歳以上、市の附属機関等の 委員でない者	畠山 直人

<アドバイザー>

1	防災の専門家	新潟大学 危機管理本部 危機管理センター教授	田村 圭子
---	--------	---------------------------	-------